

1. 県費負担教職員の人事権移譲に関する検討の経緯

平成17年10月 中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」

当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。

また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。

平成17年11月～18年12月 関係者の意見交換（計8回）

- ・移譲に賛成：中核市・特別区・指定都市・市
- ・移譲に反対：都道府県・町村・へき地関係

平成19年3月 中教審答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」

依然として関係者間での意見の隔たりが大きく、全ての市町村において一定水準の人材確保を図る上で支障を生ずる懸念が大きい。

同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の意向に基づいて都道府県教育委員会が行うこととし、人事権全体の移譲については、引き続き検討していく必要がある。

平成19年6月 改正地教行法成立、公布（施行は平成20年4月）

同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の内申に基づき行う。

平成20年5月～ 県費負担教職員の人事権の在り方に関する協議会（文部科学省主宰）

平成19年の中教審答申を踏まえ、関係者間の意見交換を行う。

全8回 ※会議の取りまとめなし。

(構成員)

- ・全国都道府県教育長協議会・全国市町村教育委員会連合会・全国都市教育長協議会・全国町村教育長会・指定都市教育委員、教育長協議会・中核市教育長会・特別区教育長会・全国へき地教育研究連盟の各代表
- ・放送大学教授・筑波大学大学院教授
- ・文部科学省（大臣官房審議官・初等中等教育局初等中等教育企画課長・同財務課長）

平成20年6月 地方分権改革推進要綱（第1次）

都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、給与については、政令指定都市と中核市が負担することで検討し、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、計画の策定までに結論を得る。（平成21年度中できるだけ速やかに）

平成22年4月 大阪府知事からの照会（文部科学副大臣回答）

【県費負担教職員の任命権】

- 教職員の適正配置と人事交流の円滑化により、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、事務処理特例制度を活用し、市町村が処理することは可能。
→ この解釈を踏まえ、大阪府では事務処理特例制度を活用し、平成24年4月から、豊能地区の3市2町で教員人事に関する事務が行われている。

平成22年6月 地域主権戦略大綱（閣議決定）

3 広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの

〔文部科学省〕

- 市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、県費負担教職員の任命権、学級編制基準の決定（市町村立学校職員給与負担法（昭23法135）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭33法116））
* 県費負担教職員の任命権については、条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）による移譲が可能である旨を明らかにしたところである。

平成25年3月 義務付け・枠付けの第4次見直しについて（閣議決定）

中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担（市町村立学校職員給与負担法1条）、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権（地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項）、県費負担教職員に係る定数の決定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項）及び学級編制基準の決定（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項）については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。

平成25年4月 教育再生実行会議 教育委員会制度等の改革について（第二次提言）

- 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。

平成25年12月 中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」

2. 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について

(2) 県費負担教職員の人事権・給与負担の在り方について

●県費負担教職員の人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようとする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。

①県費負担教職員の人事権の市町村への移譲及び人事交流の調整の仕組みについて

- ・ 県費負担教職員の人事権の市町村への移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(以下、「平成17年中央教育審議会答申」という。)において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適當である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」とされているところであり、引き続き検討課題となっている。
- ・ この制度については、平成17年中央教育審議会答申を踏まえ、中核市等の一定規模の市などが、地域の実情に応じた教育の展開、地域に根ざした人材の育成という観点から、指定都市と同様の人事権を、早期に移譲することを求めている。特に、教職員の研修を義務付けられている中核市からは、研修した教職員が都道府県の人事異動で市外へ異動させられるという不都合が生じることから、人事権の移譲を求める声が大きい。
- ・ こうした人事権の問題については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。
- ・ 一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難であるという意見、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかという意見、人事異動は教職員の一番の研修の機会であるため、人事異動はできるだけ広域性が必要であるなどの意見があった。
- ・ なお、人事権移譲の前提となる広域での調整の仕組みについては、いくつかの市町村でグループを作り、グループ間の交流については都道府県が調整するという方法があるという意見がある一方で、広域での調整の仕組みは簡単なものではないという意見があった。
- ・ このように、県費負担教職員の人事権については、様々な意見があることを踏まえ、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようとする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。
- ・ 現在、大阪府の豊能地区（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）では、地教行法第55条の事務処理特例制度を活用して、大阪府から人事権を移譲され、運用を開始したところである。各都道府県、各地域によって人事異動の状況は大きく異なり、このような取組がどこでも実施できるわけではないが、当面の方策として、都道府県及び関係市町村の間で人事権移譲に合意が得られる地域においては、この事務処理特例制度を活用して市町村への人事権移譲を進めていくことが適當である。

2. 県費負担教職員の人事権移譲に関する関係者の意見

(1) 移譲に積極的な意見

中核市教育長会

平成27年度文教に関する国の施策および予算に関する要望（平成26年8月）（抄）

（最重点項目）中核市及び一定規模をもつ広域圏への県費負担教職員の人事権の早期移譲

全国都市教育長協議会

平成27年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情（平成26年7月）（抄）

（要望事項）県費負担教職員の人事権を中核市に移譲するための法整備

(2) 移譲に慎重な意見

全国都道府県教育委員長協議会、全国都道府県教育長協議会

平成27年度国の施策並びに予算に関する要望（平成26年7月）（抄）

3 市区町村への権限移譲に係る留意点

県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、中教審答申「今後の地方教育行政のあり方について」（平成25年12月13日）において、「人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようとする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。」とされたところであるが、今後とも、各都道府県内において一定の教育水準と教育環境を確保する観点から、適切に検討を進めること。

なお、検討に当たっては、今後も小規模市町村や離島・山間部等に対する一定の教育水準の確保や教育上特別な配慮を必要とする学校への対応にも留意すること。

全国町村教育長会

平成27年度文教予算編成及び立法措置に関する要望書（平成26年7月11日）（抄）

（最重点要望）5 県費負担教職員人事権の現行制度の堅持

教職員の人事権に関しては、全国一律の義務教育水準の確保という観点から、人事の膠着化、教員の格差が生じないように、現行制度を堅持していただきたい。

地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会
厚生労働省提出資料

厚生労働省医薬食品局
平成26年10月24日(金)

ご提案に対する厚生労働省の考え方①

ご提案の内容

麻薬小売業者間の譲渡に係る許可権限を都道府県に移譲（福井県、熊本県、佐賀県、大分県、等）

- ・麻薬小売業者免許に係る権限を持つ都道府県で、許可も与えることで、申請者の利便性を高める。
- ・県外にある地方厚生局に出向くことが負担。

当省の考え方

提案の実現にむけて対応を検討

- どのような区域で麻薬小売業者間の譲渡を許可するかどうかについては、基本的には県の判断にゆだねるべきものであることから、ガイドライン等を示した上で、都道府県に権限を移譲することを検討したい。

- なお、在宅緩和ケアを推進するにあたっての支障についてには、専門的な医療従事者の育成が不十分であること等が原因であり、本許可権限そのものが在宅緩和ケアの支障になつていとは考えていらない。

専門部会における主な再検討の視点

- ・都道府県に在宅緩和ケア推進において重要な役割を期待するのであれば、事務の効率性からも権限移譲は妥当。

ご提案に対する厚生労働省の考え方②

ご提案の内容

譲渡許可要件の緩和(京都府、兵庫県)

・現在、在庫不足により麻薬小売業者間で譲渡可能となる調剤ができるところ、処方せんの有無に関わらず、常時やり取りできるよう変更。

当省の考え方

現行規定により対応可能

○都道府県間で麻薬小売業者間譲渡許可件数にばらつきがあるが、そもそも大都市、地方都市によつて麻薬小売業者数にばらつきがあるためである。現在のところ、麻薬小売業者間譲渡許可件数や同許可を受ける薬局数は、医療用麻薬の消費量と同様に増加しており、同制度が医療用麻薬の利用推進に貢献していると考えている。

○一次回答を踏まえた提案団体の意見には、「現状制度の問題点は、同一患者に対し新規処方しか譲渡・譲受が認められないため」等とあるが、これは誤りである。現在の麻薬小売業者間譲渡許可制度は同一患者の新規処方に限つたものではなく、同一患者で引き続き麻薬処方が必要な場合も譲渡・譲受が可能である。

○この他、小売業者間で譲渡が必要な具体的な事例のご提案があれば、対応を検討したい。

提案団体からの意見

・現状の制度の問題点は、同一患者に対し新規処方しか譲渡・譲受が認められないため、次回の処方のため卸売業から購入した場合でも、患者の病状の変化が早く購入した麻薬が不動在庫となりやすい点。

専門部会における主な再検討の視点

・平成19年度制度導入以降、都道府県間で許可取得件数にばらつきがある現状に対して、制度の運用状況の検証は行っているか。

ご提案に対する厚生労働省の考え方②

ご提案の内容

譲渡許可期間の延長（京都府、兵庫県）

- ・麻薬小売業者の免許期間が2年であるのに対し、麻薬小売業者間譲渡許可期間は1年間である。譲渡許可期間を、グループ内全ての業者免許期間が同じならば2年の許可とする。

提案団体からの意見

- ・薬局が増設された際の参入障壁については、参入薬局が他の薬局と同じ免許期間となるよう申請することで解決するはず。
- ・麻薬譲渡許可の期間が最長1年と短く、頻繁に更新手続きを要するのが負担となることが、新たな参入の障害になつていると考えられる。

専門部会における主な再検討の視点

- ・軽易な「変更届」制度を創設して積極的にグループの組み直しを促すなど、障壁を解消する方向で検討すべき。

当省の考え方

提案の実現にむけた対応を検討

○更新手続の負担軽減の観点から、譲渡許可の一部変更手続の検討と併せ、譲渡許可期間の延長を認めることを検討したい。



ご提案に対する厚生労働省の考え方③

ご提案の内容

廃棄の際の立会いを廃止（京都府、兵庫県）

- ・麻薬は、都道府県職員の立会いのもと廃棄することとなるが、立会いなしに廃棄ができるようになる。
- ・廃棄処理をする麻薬が増加しているなか、薬剤師にとつて負担が大きい。

提案団体からの意見

- ・医療用麻薬については、記録や薬事監視等の日常的な監視体制もあり、廃棄の立会いを無くしても適正に管理可能。

全国市長会からの意見

- ・麻薬廃棄の立会いを行なながら、薬局の立入検査を行うことができるので、現行制度は一概にマイナス面ばかりとは言えない。

専門部会における主な再検討の視点

- ・立会制度が持続可能なものが検討する時期にあるのではないか。

当省の考え方

対応不可

- 今般、医師等による医療用麻薬不正施用、不正所持事案（岩手県等）、暴力団関係者による医療用麻薬不正所持事案（麻薬取締部）が発生しており、医療用麻薬が濫用の対象となることは明らかである。医療用麻薬にかかる刑事案件が発生している現状から、医療用麻薬の不正流通、不正使用防止の観点から、医療用麻薬管理の最終段階である廃棄においては、従前どおり都道府県職員の立会いの下、確実に廃棄すべきである。

- 都道府県職員による医療用麻薬の立入検査、その他薬事監視の際に併せて、麻薬廃棄の立会いを行う等により、効率的に対応いただいている県もある。

- 厚生労働省のマニュアルにおいて、都道府県庁に出頭しての廃棄（麻薬を持参しての廃棄）を認めているのは、あくまでも都道府県職員の立会いを前提としているもので、廃棄場所の例を示したものであり、麻薬の在庫管理、帳簿記載はこれまでどおり厳格に求めている。

- 前回ヒアリングにおいても申し上げたとおり、具体的な提案があれば隨時検討するので、不正流通の防止を担保する具体的措置を提案頂きたい。

ご提案に対する厚生労働省の考え方④

ご提案の内容

麻薬取扱者の免許の期限延長（長崎県）

- ・現在、最長2年間（免許日から翌年の12月31日まで）を、最長6年間（免許日から5年後の12月31日）までに変更。
- ・年末に申請が集中し、事務処理に苦慮。

当省の考え方

提案の実現にむけて対応を検討

- 麻薬取扱者免許の実態把握のため、免許期間はなるべく短い方が望ましいが、ご要望を踏まえ、3年への延長を検討したい。

提案団体からの意見

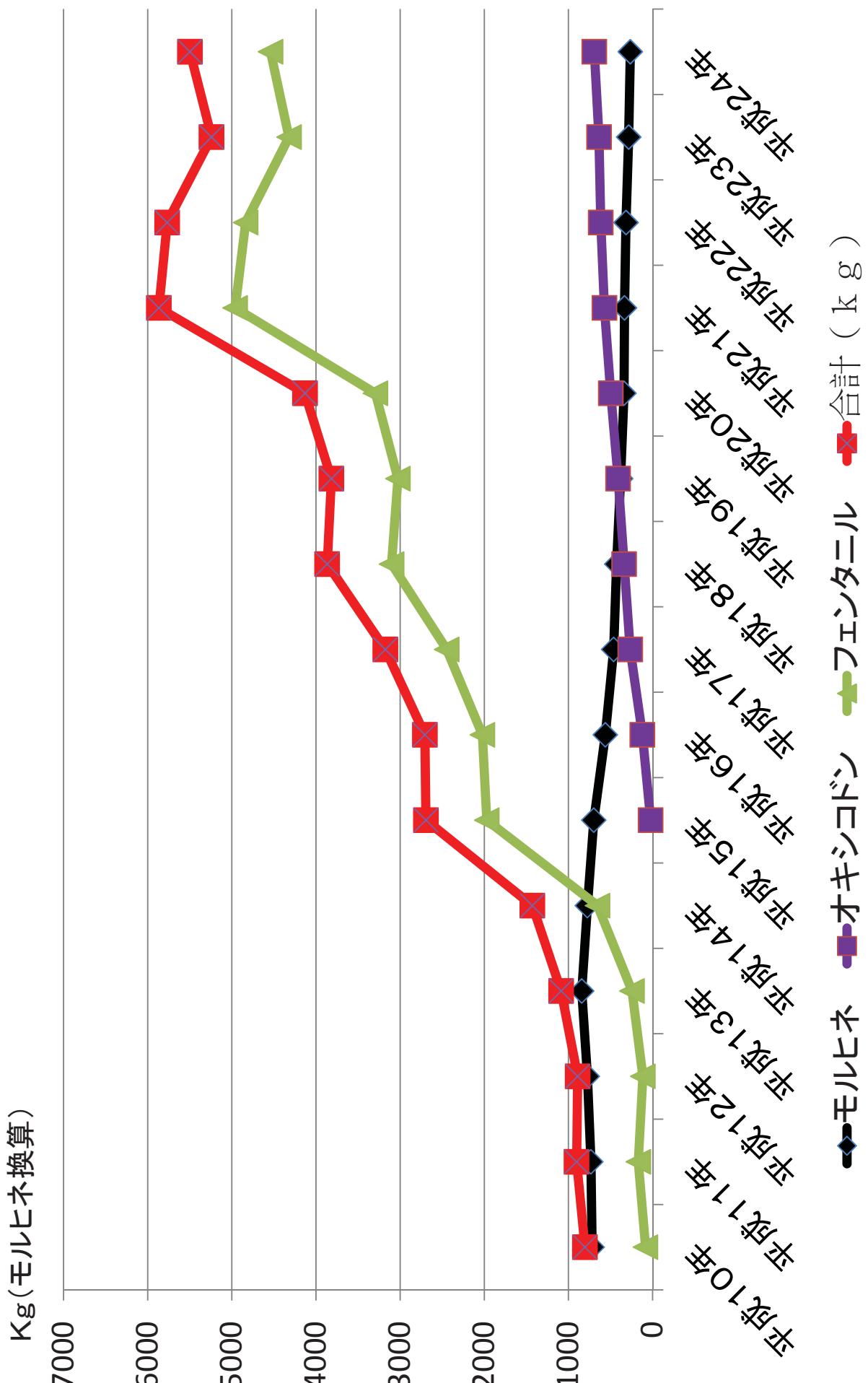
- ・麻薬取扱免許数が年々増加している実情等を踏まえ、3年又は4年の延長を検討していただきたい。

専門部会における主な再検討の視点

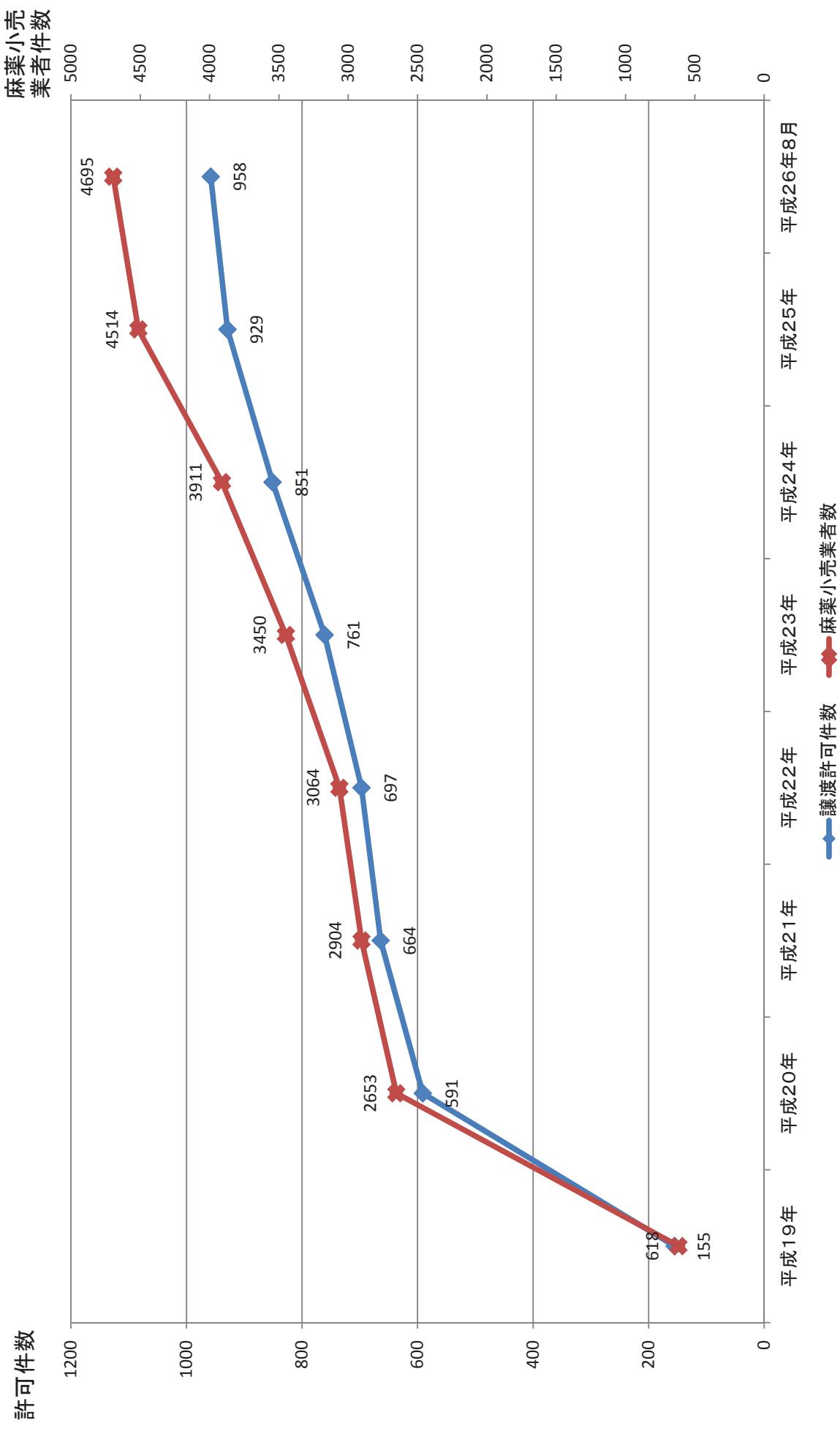
- ・過去の法改正による期間延長（1年から2年）が原因となつて発生した不正事案等がないのであれば、年末に集中せざるを得ない申請にかかる社会的コストを平準化する意味で、延長する期間・申請手続の仕組みを適切に検討し、実施すべきである。

參考資料

医療用麻薬の消費量推移



全国における麻薬小売業者間許可件数の推移



平成25年における都道府県毎の麻薬小売業者間許可件数

麻薬小売業者間譲渡件数

譲渡許可件数

